

小規模な
消費税課税事業者
のみならず
免税事業者にも
大打撃！

仕入税額控除の範囲縮小

「適格請求書保存方式」導入で 仕事はどう変わる!?

消費税の複数税率とともに導入決定

1 「適格請求書保存方式」ってなに？

現在、消費税の仕入税額控除の要件は消費税を含む取引について「請求書の保存」と「帳簿への記載」をすればよいとされています。これを「帳簿方式」といいます。

対して、「適格請求書保存方式」は国が定める項目を記載した請求書(レシート含む)を「適格請求書」と呼び、その適格請求書の保存と税率で区分経理した帳簿記載がなければ仕入税額控除を認めないとする仕組みです。国は2023年10月から本格実施するとしています。

※「適格請求書保存方式」は一般に「インボイス方式」とも呼ばれ、主に複数税率を実施している諸外国で採用されています。

建設業における「適格請求書」のイメージ

請求書

2018年●月●日

●●●様

ご請求額 金 648,000円
お支払期限 2018年●月●日

品目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座 ●●製 型番ZEN-123	200,000	2	400,000
既存便座撤去および洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台 ●●製 型番SOU-456 (WH)	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去および新規洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計			600,000
消費税(8%)			48,000
合計			648,000

振込先: ●●銀行●●支店
普通口座: 0123456
口座名義: カ) ゼンケンコムテン
※お振込手数料はご負担にてお願いいたします。

株式会社 全建工務店印

これまで

【これまでの請求書記載事項】

- ・請求書発行事業者の氏名または名称
- ・取引日
- ・価格(税込)
- ・受領者の氏名または名称
- ・品目などの取引の内容

請求書

2023年●月●日

●●●様

ご請求額 金 660,000円
お支払期限 2023年●月●日

品目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座 ●●製 型番ZEN-123	200,000	2	400,000
既存便座撤去および洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台 ●●製 型番SOU-456 (WH)	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去および新規洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計			600,000
消費税(10%)			60,000
合計			660,000

(8%対象 0円 消費税 0円)
(10%対象 600,000円 消費税 60,000円)

振込先: ●●銀行●●支店
普通口座: 0123456
口座名義: カ) ゼンケンコムテン
※お振込手数料はご負担にてお願いいたします。

株式会社 全建工務店印
登録番号 1234-5678

適格請求書

【これまでの請求書に加えて記載が必要なもの】

- ・税率ごとの消費税額
- ・適格請求書発行事業者登録番号
- ・軽減税率対象品目であることを示す印(※や★など)

経理時間の増加は確実

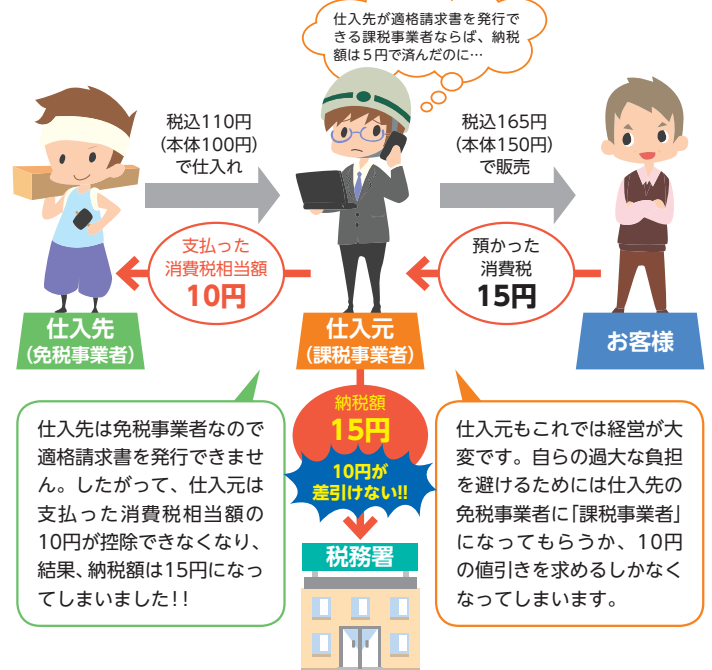
※なお、2019年10月から2023年9月末までは、従来の内容に加え税率ごとの税込金額と軽減税率対象品目の印が記載されていればよいとされています(区分記載請求書保存方式)。また、この期間内は中小事業者の特例として簡易課税の事後選択が可能になります。

2 適格請求書保存方式の何が問題なの？

① 適格請求書発行事業者登録番号の記載が義務

このように、適格請求書には税率ごとの消費税額の記載が必要になるばかりか制度の実施に合わせて始まる「適格請求書発行事業者登録番号」の記載が必要になります。

この登録番号は適格請求書の発行を希望する事業者の申請によって税務署が付番するものです。また、免税事業者のままでは登録(番号の取得)をうけることができません(届出の開始は2021年10月予定)。



② 一大事!! ・免税事業者が取引から排除される!? ・課税事業者は消費税納税額が増大!?

したがって、適格請求書保存方式の最大の問題点は取引先が仕入税額控除することのできる適格請求書を課税事業者しか発行できない点にあります。

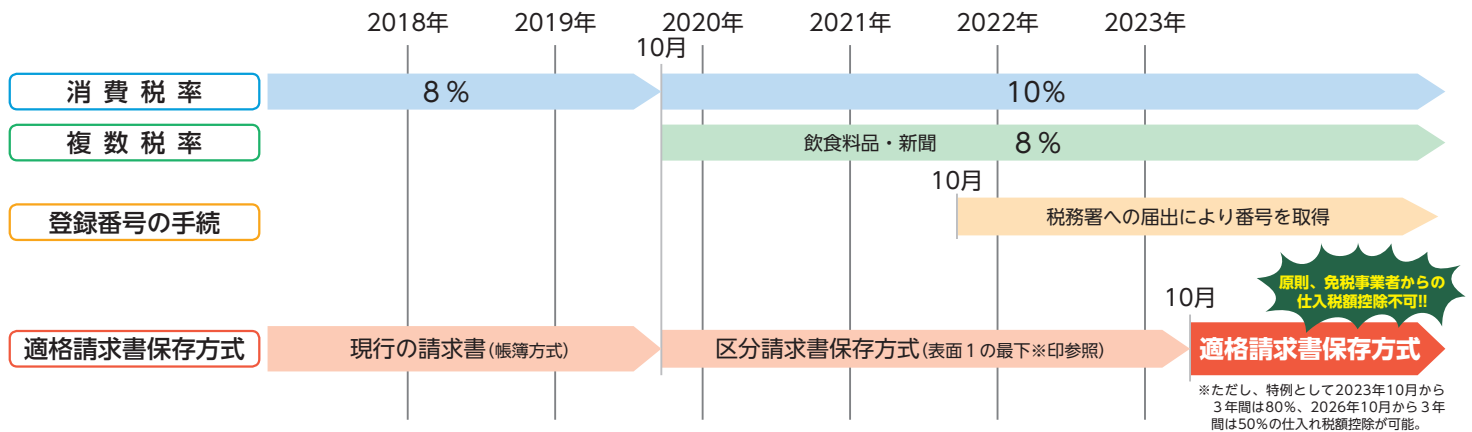
免税事業者と取引を続けなければならない課税事業者にとっては値引きを求めない限り、制度導入前は控除できた消費税相当額を自ら負担しなければならなくなります。

その結果、免税事業者は取引相手の課税事業者から「課税事業者になるか取引の終了するか」を求められたり「控除できない消費税相当額の値引き強要」を受ける懸念があります。

このように、適格請求書の発行を課税事業者に限るこの制度は課税事業者、免税事業者を問わず財務基盤の弱い中小零細事業者の経営に大きな影響を及ぼします!!

※ただし、免税事業者が発行する請求書であっても、2023年10月から3年間は80%、2026年10月から3年間は50%の仕入税額控除が可能とされています。

3 適格請求書保存方式の実施スケジュール



4 適格請求書保存方式Q&A

- Q1** 自動販売機や公共交通機関の運賃など適格請求書どこからレシートすら出ない場合は仕入税額控除できないのですか？
- A** できます。請求書等の保存が無くても仕入税額控除が可能な場合として「(1回の購入が)3万円未満の自動販売機での取引や公共交通機関(タクシー除く)の運賃」はレシートが無くとも仕入税額控除可能です。
- Q2** 簡易課税適用事業者は仕入れに関する消費税額は売り上げにのみし仕入れ率を掛けて算出しています。適格請求書保存方式導入で変更はありますか？
- A** 簡易課税制度は存続しますので、のみし仕入れ率を使った消費税の算出方法に変更はありません。簡易課税の場合は適格請求書の保存も要件になりませんが、適格請求書に限らず取引に係る伝票の保存は経理のために必要であることは言うまでもありません。
- Q3** 課税事業者であれば「適格請求書発行事業者登録番号」は自動的に付与されますか？また、免税事業者でも番号を得ることはできますか？
- A** 課税事業者であっても自動的に付与されるものではなく、自ら税務署に対して届出をする必要があります(届出手続きの開始は2021年10月予定)。また、免税事業者でも届出をすることができますが、課税事業者になることが前提となります。
- Q4** 売り上げの取引相手が「自らは仕入税額控除を必要としないお客様(いわゆるエンドユーザー)」でも、適格請求書を発行する必要がありますか？
- A** 必ずしも適格請求書の要件を満たす請求書である必要はありません。もちろん適格請求書でも良いことになります。つまり、免税事業者が発行する請求書(適格請求書ではない請求書)の効力の有無は請求先の仕入税額控除の可否を決めるのみとも理解できます。
- Q5** 制度導入後も自身が免税事業者のまま取引を続ける場合、これまで請求してきた消費税相当額を請求できなくなりますか？
- A** 請求できます。免税事業者自身も仕入れで消費税を負担していますのでその分も含め取引先に転嫁していくことは当然です。税込表示でも税別表示でも請求書への書き方に特段の決まりはありません。ただし制度導入以降、課税事業者は原則として免税事業者の請求書では仕入税額控除できなくなります。

5 適格請求書保存方式とその問題点のポイント(おさらい)

- 適格請求書保存方式は2023年10月から実施
- 消費税の仕入税額控除ができるのは適格請求書の保存がある取引分のみ
- 適格請求書を発行できるのは税務署に登録した課税事業者のみ(免税事業者が申請によって課税事業者になることは可能)※2021年10月受付開始予定
- 課税事業者にとって免税事業者の請求書では仕入税額控除できなくなる(引き続き免税事業者と取引する課税事業者は消費税納税の負担額が増大)
- 免税事業者にとっては取引先の課税事業者から「課税事業者への変更」や「控除できない消費税相当額の値引き」をもとめられるばかりか消費税負担増を理由に「取引そのものの打ち切り」を強いられることも

6 中小零細事業者に過度な負担とならない制度への見直しを求める全建総連の運動

適格請求書保存方式がそのまま実施されれば建設業で最も重要な現場を担う私たち小零細な事業者・職人に甚大な影響が与えることは必至です。

大きな負担に耐えられず事業継続を断念せざるを得ない人が多く出れば、その人や家族の生活が困窮するばかりか地域の建設業そのものも立ち行かなくなります。

全建総連は建設事業者や職人、地域建設業がそのような状況にさせないよう、国会議員要請行動や財務省・国税庁との交渉を通じて適格請求書保存方式の見直しを求めています。しかし、見直しの実現は程遠い状況です。

2023年はずっと先に感じるかもしれませんが、この運動を結実させるには決して多くの時間があるわけではありません。

ひとりでも多くの組合員がこの制度の内容と問題点を正しく理解し、見直しを求める声をあげ、全国の仲間が一丸となって運動を進めることが求められています。

今後、全建総連や各県連・組合が進める取組みへの積極的な参加をお願いします。

